

「河南町町制施行70周年記念だんじりパレード」

販売テント及びキッチンカー出店要綱

1. イベント概要

名 称 河南町町制施行 70 周年記念だんじりパレード
(河南町内 15 地区によるだんじりパレード)
参加地区: 白木・長坂・今堂・寺田・南加納・北加納・平石・芹生谷・中・神山・
寛弘寺・一須賀・大ヶ塚・山城・東山
主 催 河南町町制施行 70 周年記念だんじりパレード実行委員会
開催日時 令和 8 年 11 月 8 日(日)
式典会場 大阪府南河内郡河南町役場西側「多目的広場」
パレード曳行コース
多目的広場 → 役場前交差点 → たこ焼き1番地 → サンヨー(折り返し)

2. 出店概要

開催日時 令和 8 年 11 月 8 日(日) 9 時 30 分から 16 時 30 分
出店場所 ①式典会場への入場道路
②河南町立中学校敷地内
※別紙位置図を参照
出店数 ①販売テント 30 店舗程度
②キッチンカー 10 店舗程度
出店スペース ①販売テントのタープは 2.5m 以内とし、2.5m×2.5mの区割りとする。
②キッチンカーは、小型又は中型で、幅 2.0m×全長 5.0m以内とする。
出店協賛金 ①及び②ともに 5,000 円(記念タオルを配布します)
※小雨決行、荒天中止となります。中止の場合に返金はありませんので、ご了承ください。
その他 本イベントは河南町の地域振興を目的として開催するものであり、出店者は町内事業者、町内団体等を優先して選定します。
応募多数の場合は、希望に添えない場合があります。
※抽選方法は主催者により決定します。

3. 出店許可条件

下記に該当する人は出店できません。

- ・「4. 出店・販売できない物」に定める物品等を販売しようとする者

- ・暴力団、暴力団員その他反社会的勢力又はこれらと密接な関係を有する者
- ・在留資格を有しない外国人
- ・出店ブースの譲渡・又貸しをうけた者
- ・その他主催者が不適切と判断する場合
- ・未成年者のみでの出店は不可(20歳以上の代表者または保護者の同意が必要)
- ・主催者の指示に従わない者、不適切と判断した者は出店を撤去させます。
- ・食品の調理、製造又は販売を行う出店者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、必要な営業許可、営業届出、臨時営業届出等の手続を出店者自らの責任において行ってください。
- ・出店内容に応じて必要となる保健所その他関係機関への申請、届出及び許認可の取得は、全て出店者の責任と費用負担において行うものとします。
- ・主催者は許可・届出の要否判断及び取得代行は行いません。
- ・必要な許可又は届出がないことが判明した場合、又は関係法令に違反する場合は、主催者は出店をお断りし、もしくは出店中であっても直ちに営業を中止していただく場合があります。

4. 出店・販売できない物

- ・酒類及びたばこ
- ・医薬品、医薬部外品その他これらに類するもの
- ・古物営業法に基づく許可を要する物品
- ・法令に違反する物品
- ・危険物、公序良俗に反する物品
- ・その他主催者が不適当と認める物品

5. 出店スケジュール

本要綱の記載事項に同意のうえ、申し込んでください。

【当日までのスケジュール】

- ・出店申込の期限は、令和8年9月25日(金)までとします。
- ・出店者の決定は、実行委員会で抽選し、令和8年10月8日(木)までに決定します。
決定した出店者には、メールにてお知らせします。
- ・出店者説明会を令和8年10月21日(水)に実施します。
説明会の時に、出店協賛金 5,000 円をお支払いください。
なお、出店ブースの位置は説明会でお知らせします。
- ・道路使用許可等、主催者が必要と判断する催事全体に係る手続きは実行委員会で行います。ただし、先述のとおり営業許可、営業届出、臨時営業届出その他各出店者に必要な手続きは出店者自身で行ってください。

【当日スケジュール】

- ・出店ブースまで車両搬入を可とし、搬入後は決められた出店者専用駐車場を使用してください。
- ・搬入時間は、8 時 30 分から 9 時 30 分までに行ってください。
- ・販売時間は、9 時 30 分から 16 時 30 分までとします。
- ・後片付けは、17 時 30 分までに終了してください。

6. 注意事項

- ・はみだし出店は禁止
- ・主催者が用意するのは場所のみであり、その他の必要備品（電源を含む。）は各自で準備してください。
- ・火を使用する器具等を扱う店舗は、消防署の指導に従い、消火器等の設備を出店者自身で準備してください。
- ・布教、勧誘、宣伝活動、音響機器、実演販売、呼び込み等は禁止とします。
- ・ゴミ等は、各自持ち帰り処分してください。

7. トラブルについて

- ・盗難等は自己責任となります。
- ・事故、トラブルは当事者間で解決していただきます。
- ・主催者は、いかなる損失、損害の責任を負いません。
- ・不良品販売防止は徹底してください。

8. 申込方法

- ・申込二次元コード



9. 問い合わせ先

河南町町制施行70周年記念だんじりパレード実行委員会

E-mail kanan.osaka.danziri@gmail.com



